

# 平成26年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成26年6月20日

平成26年6月20日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	7番	石橋新一郎
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳

27番	飯	森	茂	28番	高	木	彌
29番	大	堀	潔	30番	高	木	重樹
31番	高	木	哲吉	32番	栗	林	利男
33番	菅	谷	晁	34番	伊	藤	寛
35番	椿	康	弘	36番	本	宮	敏雄
37番	宮	負	厚美	38番	菱	木	重雄
39番	小	倉	新一	40番	多	田	晁一
41番	大	須賀	常政	42番	三	橋	和男
43番	小	林	一男				

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

4番	今	泉	憲一	20番	佐	藤	義男
----	---	---	----	-----	---	---	----

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	高	橋	重	正	主査	伊	能		弘
主査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 3時02分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、4番 今泉憲一委員、20番 佐藤義男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 坂本 弘委員、42番 三橋和男委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号5番、6番は関連案件であります。譲受人は農業生産法人の資格取得のため賃借権及び使用貸借権設定するものです。

整理番号7番、譲渡人は経営移譲年金受給のために使用貸借権設定するものです。

整理番号8番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号9番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、報告を行います。

去る、6月13日、金曜日午後1時30分より市役所3階302会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番、2番、3番の3件について、議席番号3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1番から3番について、関連案件でございますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を譲り受けるもので、今後の農地の良好な維持管理が行われるものと考えられますから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、4番について、13番 高城委員。

13番高城委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接した申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号5番、6番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、代表取締役の父である〇〇〇〇氏と農地の貸借権設定を行い、代表取締役の農地と使用貸借権設定を行うものであります。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、40番 多田委員。

40番多田委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるものです。今後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われま。取得要件を満たしておりますので、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗林委員。

3 2 番栗林委員 この5番、6番の家族数、従業員数153人となっているんですが。

事務局 会社でございます。〇〇〇〇をつくっている会社であります。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

## ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

周辺農地等にも被害がないので、問題ないと思われれます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は1件であります。

申請内容は専用住宅用地であり、実効性等問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、22番 宮田委員。

2 2 番宮田委員 申請地は、〇〇〇〇ですね、佐原から〇〇方面へ行きまして右側に〇〇があります。その反対側ですね、〇〇〇〇という所を左へ約〇〇メートル位入った所です。〇〇〇〇の手前です。新興住宅地でありまして、平成9年11月20日付にて、〇〇さんがアパート建築用地として、5条申請して許可になっているところです。

本人体調悪くしまして、計画どおりに事業が進められませんでした。今回、〇〇さんが譲り受けまして、一戸建住宅を新築するものであります。

上下水道等は完備しておりまして、雨水の方は宅地内処理とのことです。

隣接農地はございません。問題ないと思いますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方をお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 23番 栗田元一委員。

23番栗田委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件でございます。

申請内容は、太陽光発電設備用地であり実効性等問題はないとの意見でありました。

したがって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 場所ですけれども、私の住んでいる福田地区の隣地区と言ってもなかなか分からないかと思えますけれども、国道51号線から3キロ位東側に入った集落が本矢作地区になります。その集落の西側に申請者の自宅がありますけれども、その自宅の畑と少し離れた〇〇方面に向かう途中の畑の二筆の申請でございます。

申請人は、後継者がなく農業を続けられないため、申請地を太陽光発電とするとのことです。

用水・雑排水はなく、雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番から5番までは関連案件であります。

転用を伴う貸借権設定で搬出入路用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります但し例外規定施行令第10条及び第18条1項第2号、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用目的を達する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものである」に該当するものと判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります但し例外規定施行規則第33条1項の第4号に、「住宅その

他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

なお、平成 26 年 4 月 24 日付で、農用地区域から除外解除となっております。

整理番号 7 番、8 番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で、墓地用地とのことであります。

申請地は、第 1 種農地であります但し例外規定施行規則第 33 条 1 項の第 4 号に、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号 9 番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地であります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 10 番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第 1 種農地であります但し例外規定施行規則第 33 条 1 項の第 4 号に、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号 11 番、転用を伴う使用貸借権設定で、工事作業用地とのことであります。

申請地は、第 1 種農地の農用地区域内の農地であります但し、例外規定施行令第 10 条及び第 18 条第 1 項第 1 号に、「申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用目的を達する上で、当該農地を供することが必要であることが認められるものである」に該当するものと判断されます。

整理番号 12 番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第 2 種農地と判断されます。

以上のことから、1 番から 12 番までの申請については、農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は、12 件であります。

このうち、整理番号7番、8番、11番、12番については、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果、この4件につきましては、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当各農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、4番 今泉委員であります。本日欠席により、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の代読をさせていただきます。

整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、現在実家で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築する計画です。また申請地は、平成26年4月24日付けで農用地区域から除外となったものです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地は自作地のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます、とのことです。

議 長 次に、2番、3番、4番、5番の4件について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 それでは、整理番号2番から5番は関連案件となっておりますので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所の説明でありますけれども、〇〇〇〇の〇〇〇〇ですか、〇〇〇〇近くの道路を挟んで東側の畑であります。

譲受人は、山砂採取を営む会社で、隣接地で計画している山砂採取事業の搬出路用地とのことです。

雨水は敷地内処理とのことです。隣接農地所有者への説明もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、6番について、13番 高城委員。

13番高城委員 譲受人は、現在実家に住んでいますが、兄が戻ってくるため実家の近接地へ住宅を建築するものです。また申請地は、平成26年4月24日付けで農用地区域から除外となったものです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散処理することです。また、雨水は宅地内処理とのこと。

隣接農地所有者は譲渡人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、18番 高木委員。

18番高木委員 整理番号7番、8番は関連案件となっておりますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇を越えまして〇〇方面に行って〇〇〇〇が〇〇でございます、そのちょっと先ですか、〇〇〇〇の集落でございます、今はもう譲受人が管理する現在の墓地が震災によりまして、液状化で沈下しまして使用不能となったために隣接地を墓地とする計画で、前に案件上がってきておりましたけれども、やっと許可となったというような感じでございます、雨水は敷地内処理とのこと、隣接農家所有者への説明もありまして、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、9番について、22番 宮田委員。

22番宮田委員 先ほどの2号議案の1番で説明したとおりでございます、今度〇〇さんが現在居住しているアパートが手狭なために住宅を新築するものです。

用水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流します。雨水は宅地内処理とのことでございます。

隣接農地はございません。資金計画・造成計画についても適切と思われま。特に問題ないと思います。

よろしく、ご審議のほどお願いたします。

議 長 次に、10番について、33番 菅谷委員。

3 3 番菅谷委員 譲受人は、結婚をするにあたり、実家近くの申請地へ住宅を建築するとのことです。また申請地は、平成 25 年 10 月 8 日付で農用地区域から除外となったものです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。また、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地所有者は譲渡人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11 番、12 番の 2 件について、43 番 小林委員。

4 3 番小林委員 それでは、整理番号 11、12 番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

最初に場所でございますが、〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇があります。その先に〇〇〇〇の信号を右折しまして、〇〇キロ位行きますと集落手前の右側になります。

申請地は、隣接地に建設する携帯の電波塔の時の工事作業場とする一時転用でございます。

雨水は敷地内処理とのことです。隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号 12 番について、説明します。

場所でございますが、11 番と同じ〇〇〇〇までは、佐原から〇〇〇〇までは 11 番と同じなんです、その先の〇〇〇〇、〇〇方面に〇〇メートル位向かい、〇〇の手前右側に〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇の前の場所でございます。

書類等整っております。譲受人は建設・運送・畜産事業などを営んでおりますが、現在の敷地では手狭なために駐車場とする申請です。

用水、汚水・雑排水はなく、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第3次農用地利用集積計画、1番から91番までの設定であります。

所有権移転、2件、4,077㎡、これは全部田であります。

貸借権の設定、新規85件、422,213㎡、このうち田が340,761㎡、畑が81,452㎡であります。

賃借権の再設定、2件、27,822㎡、これは全部田であります。

以上、91件の第3次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 21番から39番の19件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 21番から39番の19件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 21番から39番の19件については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の19件を除く72件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の19件を除く72件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の19件を除く72件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

事務局管理班長 総会資料の58ページからになります。

先の4月に行われました総会で決定されました平成25年度活動の点検・評価の案、及び平成26年度活動計画の案について、これを公表して30日間、4月24日から5月23日、その期間意見募集を行いました。結果は、その間意見等はありませんでしたので、本記載の内容をもって平成25年度活動の点検・評価及び平成26年度活動計画とするものです。

なお、今回郵送しました総会資料の中で、数字の誤りがございまして、お手元に別紙正誤表ということでお配りしてありますが4ページにわたりまして、ちょっと数字の誤りがありました。今後、そのようなことがないように適正な事務を行いますので、この場をもって陳謝させていただきます。申し訳ありませんでした。

なお、本案件につきましては、本日総会前に開催されました幹事会において、協議を行ったものでございまして、協議済みのものでございます。

議 長 議案第6号は、管理班長より説明があったとおりであります。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、2件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、15件であります。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、5件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年6月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時46分